

大 個 審 第 22 号
(答 申 第 386 号)
令 和 4 年 12 月 5 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 丸 山 敦 裕

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て (答 申)

令 和 4 年 11 月 28 日 付 け 国 健 第 2310 号 に て 諮 問 の あ り ま し た 「 大 阪 府 健 康 づ く り 支 援 プ ラ ッ ト フ ォ ー ム 整 備 等 事 業 「 ア ス マ イ ル 」 に お け る 蓄 積 デ ー タ の 第 三 者 提 供 に つ い て 」 に 係 る 令 和 元 年 8 月 2 日 付 け 大 個 審 第 24 号 (答 申 第 340 号) に お け る 留 意 事 項 5 に 基 づ く 蓄 積 デ ー タ の 利 用 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 蓄 積 デ ー タ の 取 扱 い に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実 施 機 関 は 、 本 事 業 に 係 る 事 務 処 理 要 領 を 整 備 し 、 職 員 、 受 託 事 業 者 並 び に デ ー タ の 提 供 を 受 け よ う と す る 者 及 び 受 け た 者 に 遵 守 さ せ る こ と 。
 - 2 実 施 機 関 、 受 託 事 業 者 及 び デ ー タ の 提 供 を 受 け た 者 に お い て 管 理 責 任 者 を 定 め 、 情 報 の 漏 え い 防 止 等 、 情 報 の 適 切 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と 。
- ま た 、 本 事 業 に お い て 、 実 施 機 関 、 受 託 事 業 者 及 び デ ー タ の 提 供 を 受 け た 者 に お い て 、 そ の 提 供 に 関 す る 事 務 を 取 り 扱 う 者 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ 必 要 最 小 限 の 人 数 と す る こ と 。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

丸 山 敦 裕 、 島 田 佳 代 子 、 重 本 達 哉 、 竹 村 登 茂 子 、 西 上 治 、 三 成 美 保